

税金

固定資産税の減免申請

一定の要件を満たす人は申請により固定資産税が減免される場合があります。

対象 30年1月1日現在、65歳以上、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかで次のすべてを満たす人

○所有者および所有者と生計を一にする人の所得が市民税均等割非課税限度額以下
○自らの居住用以外の土地や家を持つていない
○家屋の課税延床面積が70㎡以下

○固定資産税(都市計画税を含む)の年税額が土地と家屋を合わせて5万円以下
減免額 30年度固定資産税(都市計画税含む)の2分の1

申請に必要な物

30年度固定資産税納税通知書、本人確認書類(運転免許証など)、個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード)

明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集

対象 小・中学生、高校生、特別支援学校の児童・生徒

画材と大きさ 描画材料は自由。大きさは画用紙の四ツ切、八ツ切もしくはそれに準ずるもの

応募方法 9月7日(金)までに市選挙管理委員会へ持参

※市立小・中学校の児童・生徒は学校を通じて提出

審査 審査は第3次審査まで。第1次審査の結果は広報かどま11月号などで発表予定

※第1次審査の入選作品は、31年1月頃に北河内府民センターに展示予定

応募・問合せ 市選挙管理委員会事務局
☎06(6902)6990

ど、印鑑
申請方法 8月31日(金)までに直接
※本人が申請。本人による申請が困難な場合は問い合わせ

道路非課税申告

私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、認定されると道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

対象 道路形態で通行に何ら制約を設けず広く不特定多数の人に利用されている道路

※専用道路、通行制限、障害物がある、他人に有料で貸し付けている、植木鉢、自転車などを日常的に置いてある場合などを除く

申告に必要な物

印鑑、本人確認書類(運転免許証など)
※代理人が申告する場合は委任状

申請・申告・問合せ 課税課
☎06(6902)5918

こんな場合は年金の届出を忘れずに

変更前の被保険者種別	事例	変更後の種別
第1号	自営業者、フリーター、無職の人、学生など	○就職して厚生年金に加入した ○会社員と結婚し、その被扶養配偶者になった ○配偶者が就職して厚生年金に加入し、その被扶養配偶者になった
第2号	会社員、公務員	○会社などを退職し、自営業になった ○退職し、自営業者と結婚した ○退職し、会社員の被扶養配偶者になった
第3号	会社員や公務員に扶養されている配偶者	○収入が増え、被扶養配偶者でなくなった ○会社員などの配偶者が退職または死亡した ○会社員などの配偶者と離婚し、扶養から外れた ○会社などに就職し、被扶養配偶者でなくなった ○会社員などの配偶者が転職した
未加入	20歳未満の人、海外に居住している人	○厚生年金に加入していない人が、20歳になった ○海外から日本に住所を移した ○20歳未満で就職し、厚生年金に加入した

変更後の種別ごとの手続き方法
○第1号…本人が市役所へ ○第2号・第3号…事業主などが年金事務所へ
問合せ 市民課 ☎06(6902)6005

年金

30年度国民年金保険料の免除申請

7月から30年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます。保険料の納付が困難な人は、全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予を申請できます。また、離職した人には、特例による免除制度もあります。

申請方法

年金手帳、印鑑を持って直接
※離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など(すべてコピー可)

7月は現況届の提出月

20歳前障がいによる障害基礎年金や、福祉年金から切り替わった障害基礎年金を受けている人(年金証書の年金コードが6350または2650)は、毎年7月が現況届の提出月です。現況届は、引き続き年金を受ける権利を確認するためのものです。対象者には、7月上旬に日本年金機構大阪広域事務センターから現況届が送付されますので、7月31日(火)までに市民課国民年金グループへ郵送またはご持参ください。

申請・提出・問合せ先

〒571-8585
「門真市役所」市民課
☎06(6902)6005

保険

30年度後期高齢者医療保険料決定通知書を7月中旬に送付

30年度後期高齢者医療保険料の計算方法

○年間保険料…均等割額(5万1491円) + 所得割額(賦課のもととなる所得金額×9・90%)

※均等割額は世帯の所得に応じて軽減。世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得により軽減割合を判定

高齢受給者証を送付

国民健康保険の高齢受給者証の更新日は8月1日(水)です。新しい高齢受給者証は浅黄色で、前年中の所得で医療費負担割合が決まります。新しい高齢受給者証は7月末までに送付します。

8月からの自己負担限度額と判定基準

8月2日以降に70歳になる人は、誕生月の翌月1日から適用。高齢受給者証は誕生月下旬に送付。1日生まれの人は誕生月から適用

負担割合

○昭和18年8月2日〜昭和19年4月1日生まれの人…1割または3割負担
○昭和19年4月2日以降生まれの人…2割または3割負担

8月から後期高齢者医療被保険者証が水色に

新しい被保険者証を7月中旬に送付します。有効期間は8月1日(水)〜31日(水)です。新しい被保険者証は、届いたときから使用できます。有効期限の過ぎた被保険者証は健康保険課に返却または破棄してください。

保険料の納付方法

○特別徴収…年6回、年金受給日に年金から天引き。年金を年額18万円以上受給している人が対象
○普通徴収…市が定める納期)

※古い認定証は回収

申請・問合せ 健康保険課
☎06(6902)5697

国民健康保険短期被保険者証を更新

8月1日(水)から有効の国民健康保険短期被保険者証を、7月18日(水)から保険収納課窓口で交付します。業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

7月(翌3月の9期)までに口座振替や市から送付する納付書で納付
※年度途中で被保険者となった場合は、資格を取得した月から月割で納付
※後期高齢者医療制度加入日の前日まで健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった場合は、所得割額は賦課されず、均等割額の5割が軽減(31年度以降は資格取得後2年間に限る)

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課
☎06(4790)20028
市健康保険課
☎06(6902)5697

70歳以上の被保険者の高額療養費制度を見直し

8月から高額療養費制度の自己負担限度額や判定基準が左表のとおり見直されます。

受診者には医療機関で医療費の自己負担分を支払ってもらい、

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得690万円以上	25万2600円+1% (注1) (14万1000円)	(注4)
課税所得380万円以上	16万7400円+1% (注2) (9万3000円)	(注4)
課税所得145万円以上	8万1000円+1% (注3) (4万4400円)	(注4)
一般	1万8000円 (年間14万4000円が上限)	5万7600円 (4万4400円) (注4)
低所得Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ		1万5000円

(注1) 医療費が84万2000円を超えた場合に、超えた分の1%を加算
(注2) 医療費が55万8000円を超えた場合に、超えた分の1%を加算
(注3) 医療費が26万7000円を超えた場合に、超えた分の1%を加算
(注4) ()内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎06(4790)20031
市健康保険課
☎06(6902)5697